

令和3年第6回久万高原町議会定例会

令和3年9月8日

○議事日程

令和3年9月8日午前9時28分開議

- 日程第1 報告第17号 令和3年度久万高原町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分について
- 日程第2 議案第75号 令和3年度久万高原町一般会計補正予算（専決第5号）の専決処分について
- 日程第3 議案第76号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第77号 久万高原町個人情報保護条例及び久万高原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第78号 久万高原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第79号 令和2年度久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第80号 令和2年度久万高原町立病院事業会計決算の認定について
- 日程第8 議案第81号 令和2年度久万高原町立老人保健施設事業会計決算の認定について
- 日程第9 議案第82号 令和2年度久万高原町簡易水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 議案第83号 令和3年度久万高原町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第84号 令和3年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第85号 令和3年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第86号 令和3年度久万高原町農業集落排水事業特別会計補正予算

(第2号)

日程第14 議案第87号 令和3年度久万高原町公共下水道事業特別会計補正予算

(第1号)

日程第15 議案第88号 久万高原町過疎地域持続的発展計画の策定について

日程第16 議案第89号 工事請負契約の締結について

日程第17 議案第90号 久万高原町指定金融機関の指定について

日程第18 議案第91号 久万高原町教育委員会委員長の任命について

日程第19 議案第92号 久万高原町教育委員会委員の任命について

日程第20 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第21 報告第18号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

日程第22 報告第19号 令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告について

日程第23 報告第20号 令和2年度久万高原町の教育に関する事務の点検評価報告
について

日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員(13名)

1番 阪本雅彦

2番 玉井春鬼

3番 光田優

4番 瀧野志

5番 田村昭子

6番 熊代祐己

7番 高橋誠

8番 森博

9番 岡部史夫

10番 大原貴明

11番 大野良子

12番 西山清一

13番 高橋末廣

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

町長	河野忠康	副町長	佐藤理昭
教育長	小野敏信	総務課長	木下勝也
住民課長	沖中敬史	保健福祉課長	西森建次
環境整備課長	辻本元一	ふるさと創生課長	西村哲也
建設課長	猪上浩明	林業戦略課長	小野哲也
まちづくり営業課	高木勉	農業戦略課長	菅和幸
農業委員会事務局長	近澤雅彦	会計管理者	中川茂俊
病院事業等統括事務長	渡部定明	教育委員会事務局長	釣井好春
消防本部消防長	大野秋義		
代表監査委員	菅洋志		

○議会事務局

事務局長 篠崎慶太

事務局 (朝 礼)

議長 それでは少し早いようですが、始めさせていただきます。
本日の出席議員は13名です。
定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(午前9時27分)

議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議長 日程第1、報告第17号「損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき報告

議長 提出者の報告が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
以上で、報告第17号「損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分の報告について」を終わります。

議長 日程第2、議案第75号「令和3年度久万高原町一般会計補正予算（専決第5号）の専決処分について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 専決処分というのは、今、説明ございましたけれども、地方自治法第179条、こういったところで議会が成立しないときとか、会議を開くことができないとか、あるいは特に緊急を要するため、議会を開く時間的余裕がない場合という、厳格な規定がございます。

この専決処分について、現在、コロナ対策等として、主に国費の財源等による緊急事案としての専決処分、そういった対応がなされていることは、住民にとっては喜ばれるものであると思います。

しかしながら、現状は、地方自治法第179条で示されている専決を行うに当たって、厳格に規定されている内容に該当しているのかにおいては、専決処分対応にばらつきがあるようにも伺えます。

町が議決事案を専決処分に対応せざるを得ないとする、役場内のルール、こういったものをぜひお伺いしたいと思います。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えします。

議員が言われましたとおり、専決処分につきましては、地方自治法において定められた町長の処分ということになっております。

なお、今言われましたように、専決処分する場合には、厳格の規定について

基づく必要があるというふうに認識はいたしております。

今回の件につきましても、発注につきまして、速やかに行い、納品を年度内に終了させる必要があります。

4月からスムーズに、し尿処理の運搬を進めるために、また住民にとって、そういった支障を生じないようにするために、今回、やむを得ず専決処分を行わせていただいたというものでございます。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今回のし尿の松山移送計画においては、令和2年9月議会に、5年間の費用として債務負担行為が上程され、承認されたところであります。

そもそも予算執行においては、事業の重要性からして、臨時議会もしくは直近の定例議会に上程すべきであるものと考えます。

先ほど、総務課長から、急ぐというふうに言われましたけれども、具体的な細かいスケジュールの説明について、補足も含めて、本来あるべき提案の仕方、そういったものについて、再度お伺いをしたいと思います。

議 長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 岡部議員の質疑にお答えをいたします。

し尿等の運搬業務の体制整備につきまして、関係機関との協議を重ねております。

その体制整備に一定の方向が確立されたことに伴いまして、し尿等の運搬車両の整備についても、具体的に推し進める必要が生じました。

また、併せて今回の運搬車両は、大型の特殊車両となることから、発注から納車までに一定の期間を要するため、速やかに発注することが必要であることから、運搬車両の購入に要する費用について、専決処分をさせていただきまして、実施に努めたいと考えております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 スケジュールの中で、やむを得ずということでしょうけれども、それであっても、専決処分ではなくて、本来は臨時議会を開くとか、そういった対応が望まれるものと、私は考えております。

ですから、何でもかんでも専決処分だと、急ぐから専決処分ということとは、今後は厳に慎むべきではないでしょうかね。

そもそも専決処分は、自治法の第96条に明記された、議会の議決事件を奪うという、議会にとっては、極めて例外的なものでございます。

2012年の地方自治法の改正によって、承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに当該措置に関して必要と認める措置を講じるとともに、その旨を議会に報告しなければならないと、こういった条文が書き加えられております。

こういったことも御承知おきのことと思いますが、今後においては、庁内で横断的な議論を踏まえ、議会に対する必要な資料提示、そして丁寧な説明を心がけた対応を、徹底をしていただきたい。

また、町民に対しても、明解な説明をしていただきたいと考えます。

そして、市の受入れについて、御理解をいただいている松山市に対して、引き続き、スケジュールに支障を来さないよう、しっかりした対応をしていただきたいと考えます。町長のお考えをお聞きします。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 今、お話がございましたように、専決という条例ございますけれども、安易に私たち、それを適用しようと、そんな考えはないところでございます。

これまでも、緊急を要するものについてというところで、専決の措置をさせていただいたところでございます。今回のことにつきましても、皆様方にも、これまで随分と御支援もいただいておりますけれども、松山への迅速な移送ということを実現をする中で、先方とのやり取りの中で、どうしても先ほど、説

明が、申しあげましたように、準備にどうしても時間が要する、今回の移送のトラックというところをごさいますて、これを専決とさせていただいたところをごさいます。

今、お話がございましたように、専決処分につきましても、今後におきましても、慎重に臨時議会等々でかけるものについては、しっかりとこれを遵守をしまいたいと思っております。

以上でございます。

議 長 よろしいですか。
そのほか、ございせんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論される方はございせんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決いたします。
お諮りします。
議案第75号は、原案のとおり承認することに御異議ございせんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第75号「令和3年度久万高原町一般会計補正予算（専決第5号）の専決処分について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 日程第3、議案第76号「行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第76号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号「行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 日程第4、議案第77号「久万高原町個人情報保護条例及び久万高原町行政
手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の
制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第77号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 77 号「久万高原町個人情報保護条例及び久万高原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 日程第 5、議案第 78 号「久万高原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
議案第 78 号は、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにした
と思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 78 号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決

定しました。

議 長

お諮りします。

日程第6、議案第79号「令和2年度久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第9、議案第82号「令和2年度久万高原町簡易水道事業会計決算の認定について」までの4件は、関連がありますので、一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第79号から議案第82号までの4件は、一括議題とすることに決定しました。

議案第79号「令和2年度久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」から、議案第82号「令和2年度久万高原町簡易水道事業会計決算の認定について」までの4件を一括議題といたします。

各議案についての提案理由の説明を求めます。

(中川会計管理者を指名)

中川会計
管 理 者

議案第79号「令和2年度久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和3年9月7日提出 久万高原町長。

提案理由でございますが、歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第3項の定めによりまして、毎年度、監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付することとなっております。今年度も、一般会計及び特別会計の決算書を審査していただきましたので、その審査意見の概要を報告し、議案の説明

とさせていただきます。

それでは、「令和2年度久万高原町歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」の1ページをお願いします。

審査の概要でございますが、1. 審査の対象は、令和2年度久万高原町一般会計と10の特別会計です。

2. 審査の期間は、令和3年8月2日から8月13日までのうち4日間。

3. 審査の方法ですが、1、全ての計数は正確であるか。2、予算の執行は議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。3、会計事務は関係法規に基づき、合法かつ適切に処理されているか。4、財産の管理は適正になされているか、などの諸点に主眼を置き、照合、検証、また関係職員からの聞き取り等により、審査していただきました。

2ページ、3ページに、審査結果及び審査意見をいただいております。

それでは、2ページ4行目からになりますが、令和2年度の一般会計の決算総額は、歳入、111億8,414万円、対前年比4.5%の増。歳出、101億5,487万9,000円、対前年比7.4%の増。歳入と歳出の差引である形式収支は、10億2,926万円、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源、3億5,656万円を除いた実質収支は、6億7,270万円の黒字となっております。

6行目になりますが、歳入における主な増額要因としては、固定資産税3,086万5,000円の増、森林環境譲与税7,935万6,000円の増。地方消費税交付金、3,239万1,000円の増。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、2億4,000万円の増など、歳入の主な減額要因としては、災害復旧費県補助金、1億5,782万7,000円の減。財政調整基金繰入金、1億4,574万1,000円の減。合併特例債、3億5,690万円の減などが挙げられます。

11行目になりますが、歳出における増額要因としては、特別定額給付金8億120万円の増、プレミアム付商品券発行事業、2,988万9,000円の増。新型コロナウイルス感染症事業者経営支援特別対策事業、5,124万円の増。新型コロナウイルス感染症対策事業継続給付金、2,172万円の増などが挙げられます。

減額要因としては、情報通信基盤整備事業補助金、2億9,300万円の減。教育施設エアコン整備工事、2億9,959万3,000円の減。上浮穴高等学校寮建築工事、1億9,762万4,000円の減、となっています。

下段のほう、下から3行目になりますが、普通会計の財政指数では、3か年平均の財政力指数が、0.187、経常収支比率は86.3%で、2.4ポイントの減。公債費負担比率は10.4%で、1.0ポイントの減。実質公債費比率は11.1%で、0.7ポイントの減となっており、将来負担比率はゼロ%を下回り、平成28年度に引き続き、該当がなく、国の指標においては、健全な状況です。

3ページをお願いします。

特別会計全10会計の全体総額は、歳入40億2,599万1,000円、対前年比3.4%の増。歳出38億5,374万4,000円、対前年比2.8%の増。歳入と歳出の差引きである形式収支は、1億7,224万7,000円、翌年度へ繰り越すべき財源、1,870万1,000円を差し引いた実質収支は、1億5,354万6,000円、全会計ともに、黒字決算となっています。

4行目になりますが、審査の結果、関係諸帳簿及び証書類と符合しており、計数は正確で、会計事務及び財産管理についても、久万高原町財務規則に準拠しており、適正に処理されているものと認めていただきました。

また、事務処理手続においても、おおむね適切に行われているものと認めていただきましたが、総括として、次のような御指摘をいただいております。

決算から見た事業効果について、十分な検証を行い、課題については、今後の方向性を明らかにして対処し、各種事業の計画的な推進と執行管理に努められたい。

税、料等は、人口減少に伴い減少傾向にある中、資産の差押え等の対策を強力に進めているが、税の不公平感なくするため、引き続き努力を望む。

地方を取り巻く現状は、人口減少や新型コロナウイルス感染症など、新たな問題も加わり、厳しい環境となり、関係経費の増大など課題が多い。

普通交付税等の縮減や、行財政改革による歳出抑制が進まない中での、安易な財政調整基金の取崩しは、将来、不安を惹起させることから、常に施策の検

証を行い、歳出の抑制、歳入の確保に努め、健全で安定した町政運営に努めることを強く望む。

コロナ禍後においては、町の経済が衰退しないような対策を練り、町民の安心・安全が確保されるまちづくりに取り組んでいただくことを期待する、との御意見をいただいております。

4 ページからは、決算の概要等を記載していただいております。また、年度別の決算状況を比較した令和2年度決算説明資料、年収300万円の家計に例えた、町の家計簿の状況を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

以上で、議案の説明を終わります。

議 長 (渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部統括事務長 議案第80号「令和2年度久万高原町立病院事業会計決算の認定について」。

令和2年度久万高原町立病院事業会計決算を、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和3年9月7日提出 久万高原町長。

提案理由でございますが、病院事業会計の決算につきましては、地方公営企業法の定めにより、毎年度、監査委員の審査意見をつけて、議会の認定に付することとなっております。

今年度も、決算について審査していただきましたので、その審査意見の概要について御報告申し上げ、議案説明とさせていただきます。

それでは、ページをめくっていただき、令和2年度久万高原町立病院事業会計決算審査意見書の1ページをお願いいたします。

審査の概要でございますが、1. 審査の対象は、令和2年度久万高原町立病院事業会計決算で、事業収益、9億8,996万3,290円、事業費用、9億8,497万3,792円、差引き、498万9,498円となっております。

2. 審査の期間は、令和3年8月6日の1日間です。

3. 審査の方法については、1、地方公営企業法等関係法令に基づいて運営

されているか。2、決算報告書及び財務諸表は適正に表示されているか。3、会計処理は適法な手続により行われているか、などに重点を置き、関係書類について照査し、説明を聴取して審査をいただきました。

2ページ目に、審査結果及び審査意見をいただいております。

審査結果及び審査意見でございますが、下から6行目、審査した結果、関係諸帳簿と符合し、計数も正確に処理され、事業運営についても適正に執行されていると認めていただきました。

また、上浮穴診療圏における中核病院として、保健活動への積極的な参加、在宅診療、訪問看護、介護福祉施設等との連携により、地域の包括的医療の推進に努め、事業運営がなされている。

今後は、新型コロナウイルス感染症防止対策など、新たな生活様式に対応したICT医療の推進や、病院環境の改善が望まれる。

現在も、経営改善の努力が見られるが、さらに医師及び看護師等の医療従事者の確保に努め、町の基幹病院として、町民の健康管理と福祉の向上に一層の努力をするとともに、地域に愛され、信頼される病院を目指して、健全な病院運営を強く望むものである、との意見をいただきました。

3ページから5ページは、決算の概要等を記載していただいております。

また、そのあとに、決算書を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

続きまして、議案第81号「令和2年度久万高原町立老人保健施設事業会計決算の認定について」。

令和2年度久万高原町立老人保健施設事業会計決算を、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月7日提出。久万高原町長。

提案理由でございますが、老人保健施設事業会計の決算につきましては、地方公営企業法の定めにより、毎年度、監査委員の審査意見をつけて、議会の認定に付することとなっております。

今年度も、決算について審査していただきましたので、その審査意見の概要を御報告申し上げ、議案説明とさせていただきます。

それでは、令和2年度久万高原町立老人保健施設事業会計決算審査意見書の

1 ページをお願いします。

審査の概要でございますが、1. 審査の対象は、令和2年度久万高原町立老人保健施設事業会計決算で、事業収益、3億1,934万371円、事業費用、3億300万7,167円、差引き、1,633万3,204円となっております。

2. 審査の期間は、令和3年8月6日の1日間です。

3. 審査の方法ですが、1、地方公営企業法等関係法令に基づいて運営されているか。2、決算報告書及び財務諸表は適正に表示されているか。3、会計処理は、適法な手続により行われているか、などに重点を置き、決算書類について照査し、説明を聴取して審査をいただきました。

2 ページ目には、審査結果及び審査意見をいただいております。

審査結果及び審査意見でございますが、下から5行目、審査した結果、この決算は関係諸帳簿と符合し、計数も正確に処理され、事業運営についても適正に執行されているとお認めいただきました。

令和2年度も、入所は満床状態で、通所利用者の増加に僅かな改善の余地はあるが、さらなる運営事業収益は困難な状態となっている。

また、施設の各箇所が老朽化により、修繕等の維持管理、安全・安心への対策等に費用を要しているが、一方では、新型コロナウイルス対策など、新たな経費負担もあり、計画的な施設の管理運用が望まれる。

今後は、本施設の設置目的に沿った経営の在り方を検討し、適切な介護及び機能訓練、その他必要な医療等を提供し、住民ニーズに寄り添った施設運営に努力していただきたいとの意見をいただきました。

3 ページから5 ページ目には、決算の概要等を記載いただいております。そのあと、決算書を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

以上で議案の説明を終わります。

議 長

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長

議案第82号「令和2年度久万高原町簡易水道事業会計決算の認定について」
令和2年度久万高原町簡易水道事業会計決算を、地方公営企業法第30条第

4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月7日提出 久万高原町長。

提案理由ですが、簡易水道事業会計決算については、地方公営企業法の定めにより、毎年度、監査委員の審査意見をつけて、議会の認定に付することとなっております。

令和2年度簡易水道事業の決算について、監査委員に審査していただきましたので、審査意見の概要を御報告申し上げ、議案説明とさせていただきます。

それでは、令和2年度久万高原町簡易水道事業会計決算審査意見書の1ページをお願いいたします。

第1、審査の概要です。

1. 審査の対象は、令和2年度久万高原町簡易水道事業会計決算です。

事業収益、3億9,350万8,459円、事業費用、3億7,632万7,543円、差引き1,718万916円となっております。

2. 審査の期間は、令和3年8月6日の1日間です。

3. 審査の方法ですが、審査に当たっては、1、地方公営企業法等関係法令に基づいて運営されているか。2、決算報告書及び財務諸表は適正に表示されているか。3、関係処理は、適法な手続により行われているか、などに重点をおき、決算諸表、関係諸帳簿、証書類について、調査、聴取、審査をいただきました。

2ページをお願いいたします。

第2、審査結果及び審査意見。

監査委員の審査結果及び審査意見をいただいております。

下から8行目をお願いいたします。

令和2年度久万高原町簡易水道事業会計の決算を審査した結果、本決算は、関係諸帳簿と符合し、計数も正確に処理され、事業運営においても、適切に処理されているとお認めいただきました。

簡易水道事業の施設は、全体で68施設あり、本年度も施設の老朽化に伴う施設改修や、管路等の布設替工事を実施しており、今後も計画的な施設改修により、適正な維持管理に努めていただきたい。

経営の効率化、健全化を図るとともに、老朽化した施設の計画的な更新と、

地元が管理する施設の維持管理に努め、利用者に安心・安全な水の安定提供を図れるよう努力していただきたい。

また、水道料金の収入未済額については、引き続き他部署と連携し、徴収率向上に努めていただきたいとの意見をいただきました。

3 ページ目からは、決算の概要等が記載されております。また、その後ろには、決算書を添付しておりますので、後ほど、お目通しください。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 各議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで、それぞれの議案につきまして、総括的な質疑を行いたいと思います。

まず、議案第 7 9 号「令和 2 年度久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

議 長 続きまして、議案第 8 0 号「令和 2 年度久万高原町立病院事業会計決算の認定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

議 長 続きまして、議案第 8 1 号「令和 2 年度久万高原町立老人保健施設事業会計決算の認定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

議 長 続きます。議案第 8 2 号「令和 2 年度久万高原町簡易水道事業会計決算の認定について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第 7 9 号から議案第 8 2 号までの、令和 2 年度決算認定の 4 件については、7 名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、付託の上、閉会中の継続審議としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 9 号から議案第 8 2 号までの令和 2 年度決算認定 4 件については、7 人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、久万高原町議会委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員の選任については、議長が指名することに決定しました。

それでは、決算特別委員会の委員の選任は、事務局長に朗読させます。

(篠崎事務局長を指名)

篠崎局長

朗読いたします。

阪本雅彦議員、玉井春鬼議員、瀧野 志議員、熊代祐己議員、岡部史夫議員、大原貴明議員、西山清一議員、以上7名でございます。

議 長

休憩中に委員会を開いて、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

委員会は、年長議員が臨時委員長の職務を行ってください。

ここでしばらく休憩をいたします。(午前10時16分)

(休 憩)

議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。(午前10時17分)

休憩中に開催されました決算特別委員会において、委員長に玉井春鬼議員、副委員長に阪本雅彦議員が互選されましたので、御報告いたします。

なお、本委員会は閉会中に審査し、次の定例会に委員長報告をお願いいたします。

議 長

日程第10、議案第83号「令和3年度久万高原町一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長

議案に基づき歳入・全般説明

議案に基づき歳出説明

(2款1項 目)

(2款2項 目)

(2款3項 目)

(2款4項 目)

(3款1項 目)

(4款1項 目)

(6款1項 目)

(6款2項 目)

(7款1項 目)

(8款1項 目)

(8款2項 目)

(8款3項 目)

(8款5項 目)

(9款1項 目)

(10款1項 目)

(10款2項 目)

(10款3項 目)

(10款4項 目)

(10款5項 目)

(10款6項 目)

(11款1項 目)

(11款2項 目)

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 民生費の、ささゆり荘の改修に関する案件なんですけれども、今回の改修工事に至った理由の一つとして、施設内で感染が心配された事例があったやに聞いておりますが、具体的にどういうことであったのか。また、もしあるとすれば、いつ頃起きた事案なのか、説明をいただきたいと思えます。

議 長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

ささゆり荘での感染濃厚接触者につきましては、去る4月15日に、某高齢者福祉施設におきまして、陽性者が確認された報告を受けまして、デイサービスを利用した入所者に対して、PCR検査を受けてくださいということで、保健所のほうからお話がありました。

翌日、PCR検査を受けまして、その結果は翌日の夜、報告がありまして、5名に対して全員が陰性というような報告でありました。

ただ、保健所の報告では、5名のうち1名が濃厚接触者、4名が接触者に当たるということになりまして、5名は隔離をしております。

最終的には、濃厚接触者、2週間ほど別棟で隔離をいたしまして、健康状態に問題がないということで、居室のほうに戻っております。その際に、保健所のほうにPCR検査を確認したところ、不要であるということでありましたので、あとのPCR検査のほうは受けておりません。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 濃厚接触者がいたということで、その時点で必要な措置はされたんだろうと思えます。

議会としても、福祉施設、医療機関、そういったところにおけるクラスターが出ないように、徹底した予防対策をお願いをしているところですが、そういった事柄についても、適宜、議会のほうにも報告、連絡をいただきたいというふうに考えております。

そして、そういう事案が出て、結果的に陽性反応が出なかったということで、非常に安堵しておりますけれども、そのときに、さらに予算についても、緊急の場合、やむを得ない場合は、こういったときこそ、専決処分を利用して、活用して、対応すべきであって、国の補助を待つということを、交付金を待つということも一つの方法かもしれませんが、必要な対策については、適宜、対応を急いでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 今回の補正につきましては、実際、4月の中旬に濃厚接触者が出たということ踏まえまして、今後の対応ということで、5月下旬から、隔離棟の改修については、協議をさせていただいております。

当初見積金額が高額だったこともありまして、いろいろと最低限の必要な施策について協議をしております。

さらには、陰圧装置を設置すれば、感染リスクが低いのではないかとの意見もありまして、陰圧装置等の協議も行っております。

最終的には、陰圧装置を設置することにより、さらに高額になるというようなことも踏まえまして、完全個室とする方向で、対策を講じておる次第です。

今回、9月補正ということで、若干、時間を要しましたが、今後、速やかな対応をとっていきたいと考えております。

以上です。

議 長 岡部議員、よろしいでしょうか。

ほか、ございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 教育費の中で、面河小の教員住宅の解体といった案件が出ております。

事前の、お聞きした説明の中では、解体後の、その土地をどうするのかとか、解体後の計画については、あったのかなかったのか。ないとすると、いささか、

ただ壊すだけということになれば、どういうふうなお考えによって予算を執行されているのか、お伺いします。

議 長 (釣井教育委員会事務局長を指名)

釣井局長 岡部議員の質疑にお答えします。

旧面河小学校の教員住宅の解体工事につきましては、跡地につきましては、現在のところ、利用については特に決まったものはございません。

今後、地域や関係機関と協議しながら、跡地の有効利用について、努めたいと思います。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今回のような、町営住宅等老朽化が進む町有財産として、解体する場合に、町内にも数多く点在をしております。特に、ふるさと創生課の管轄の中でも、観光施設の今後の対応といったようなことで、売却を含めた譲渡といった検討もなされているわけですが、ここは教育委員会関連の住宅の今回の解体の地域とも、あるいは関係者ともしっかりと協議を含めながら、跡地の利活用については、しっかり対応していただきたい。

そして、同じ行政の中でも、その行政財産の今後について、その対応については、しっかりと庁内での連携をしていただかないと、部署によって対応、考え方、方向性が異なるということのないようにしていただきたいわけですが、この辺り、副町長、お伺いしたいのですが、今後どのようにお考えになっているのか、お聞きをいたします。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副町長 岡部議員の質疑にお答えをいたします。

今、町有施設の管理の在り方と言いますか、非常にこれまでも、公会計、資

産管理の中で、データとして整理が、数年前に出来上がったところでございます。これをいかに管理していくかというところで、岡部議員が言われるように、各課それぞれというところを、最終的に作業はやっていただくようになりますけれども、町として、全体として、施設をどう管理していくかと、基本的な方向性というのは、非常に重要になってまいりますので、今いただいた御意見を、今後の対応に生かしていきたいというふうに思いますし、今年の4月に、行財政改革の推進室を立ち上げて、今、進めております。

その中でも重要な課題として、捉えていきたいというふうに思います。

議長 よろしいでしょうか。
そのほか、ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。
お諮りします。
本案については、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思
いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第83号は、所管の常任委員会に付託することに決定しま
した。

議長 日程第11、議案第84号「令和3年度久万高原町介護保険事業特別会計補
正予算（第1号）」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたい
と思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第84号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定しました。

議 長 日程第13、議案第85号「令和3年度久万高原町訪問看護事業特別会計補
正予算（第1号）」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いましたが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第13、議案第86号「令和3年度久万高原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議 長 日程第14、議案第87号「令和3年度久万高原町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第87号は、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。
ここでしばらく休憩いたします。 (午前10時48分)

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午前10時58分)

議長 日程第15、議案第88号「久万高原町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、所管の常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 88 号は、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

議 長 日程第 16、議案第 89 号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(大野消防本部消防長を指名)

消 防 長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第 89 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 89 号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決しました。

議 長 日程第 17、議案第 90 号「久万高原町指定金融機関の指定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(中川会計管理者を指名)

中川会計
管 理 者 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。

議案第90号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号「久万高原町指定金融機関の指定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 日程第18、議案第91号「久万高原町教育委員会委員長の任命について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(河野町長を指名)

町長 議案第91号「久万高原町教育委員会教育長の任命について」

下記の者を久万高原町教育委員会教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年9月7日提出 久万高原町長。

人事案件でございますので、住所、氏名等は空白で提出をいたしております。御記入をお願いいたします。

住所は、久万高原町上野尻甲982番地

氏名は、小野敏信

生年月日、昭和26年5月9日

提案理由でございますが、本町教育委員会教育長の小野敏信氏は、令和3年9月28日をもって任期満了となるため、その後任教育長でございます。

小野敏信氏は、平成30年9月から、教育長として御活躍をいただいておりますが、引き続いて任命をいたしたく提案するものでございます。

御同意をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第91号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第91号「久万高原町教育委員会教育長の任命について」
は、理事者提案のとおり同意することに決定しました。

議長 日程第19、議案第92号「久万高原町教育委員会委員の任命について」を
議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(河野町長を指名)

町長 議案第92号「久万高原町教育委員会委員の任命について」
下記の者を久万高原町教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組

織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年9月7日提出 久万高原町長。

人事案件でございますから、住所、氏名等は空白で提出をしてございます。

御記入をお願いいたします。

住所は、久万高原町柳井川3368番地

氏名は、長谷 薫

生年月日、昭和54年11月6日

提案理由ですが、教育委員会委員の山口美智子氏は、令和3年9月28日をもって任期満了となるため、その後任委員でございます。

長谷 薫氏は、人格高潔で、教育、学術及び文化に対して高い見識を有しており、教育委員会委員として適任でありますので、委員に任命いたしたく提案するものでございます。

御同意をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第92号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第92号「久万高原町教育委員会委員の任命について」は、理事者提案のとおり同意することに決定しました。

議長 日程第20、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(河野町長を指名)

町長 諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和3年9月7日提出 久万高原町長。

住所 久万高原町下畑野川甲331番地1号

氏名 渡部壽彦

生年月日 昭和28年5月7日

提案理由でございますが、渡部壽彦氏、令和3年12月31日付で任期満了による再任でございます。

提案の理由ですが、今回の推薦は、今申し上げましたように、令和3年12月31日付で3年間の任期満了に伴うもので、推薦候補者の渡部壽彦氏68歳は、平成31年に就任されて以来、地域住民のために、積極的に人権思想の普及高揚に努め、活躍されておられます。

つきましては、今回、再任として推薦するものであります。

御審議よろしく願いいたします。

議長 提案理由の説明がございました。

これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
諮問第3号は、原案のとおり、適任と答申することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、理事者提案のとおり、適任と答申することに決定しました。

議長 お諮りします。
日程第21、報告第18号「令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」、及び日程第22、報告第19号「令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告について」は、関連がありますので、一括報告にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、報告第18号及び報告第19号は、一括報告とすることに決定しました。

議長 報告第18号「令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」及び、報告第19号「令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告について」を、

一括報告とします。

提出者の報告を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき報告

議長 提出者の報告が終わりました。

これより一括して質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

以上で、報告第18号「令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」及び、報告第19号「令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告について」を終わります。

議長 日程第23、報告第20号「令和2年度久万高原町の教育に関する事務の点検評価報告について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

(釣井教育委員会事務局長を指名)

釣井局長 議案に基づき報告

議長 提出者の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

以上で、報告第20号「令和2年度久万高原町の教育に関する事務の点検評価報告について」を終わります。

議長 日程第24、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員長から、久万高原町議会会議規則第75条の規定により、別紙のとおり、本会議の会期日程等、議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありましたので、了承したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件は、承認することに決定いたしました。

本定例会の付託議案について、各委員会は会期中に審査し、9月17日の本会議に委員長報告をお願いいたします。

お諮りします。

本日の会議は、これにて散会したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、これにて散会することに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。

(午前11時23分)

なお、9月9日は、午前9時30分から総務文教厚生常任委員会、終了後に

産業建設常任委員会を、町民館 2 階議員控室で開催して、付託議案の審査をお願いいたします。

また、9 月 1 7 日は、午前 9 時 3 0 分から開会いたします。

事務局 (終 礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員